

第1回 （議事3） 愛荘町公共下水道事業 審議会資料 下水道使用料の改定の必要性 について

1

令和7年7月29日

使用料改定の方方向性について

1. 背景と課題

- 愛荘町の下水道事業経費回収率は100%に届いておらず、事業運営に必要な財源を一般会計からの繰入金に依存している。
- 経営基盤の強化のため、自主財源の確保の観点から、県下他市町に比べ安価となっている使用料改定を実施し、経費回収率を上げる必要がある。
- 国から、下水道施設の更新などにかかる国庫補助金を受けるには、下水使用料の改定を検討することが条件となっている。
- 人口減少による使用料収入の減少が見込まれる。
- 下水道施設の老朽化を見据え、修繕や改築の財源確保が必要。
- 企業債の償還がまだ30年続きます。
- 滋賀県の汚水処理場の建設と汚水処理にかかる負担金の増額されます。

現在の使用料のままだとどうなるか

- ・経営健全化に関する定量的な業績指標としての経費回収率の向上が求められる中、使用料改定による受益者負担増加と基準外繰入金の低減が必要な状況にあります。
- ・使用料改定をせずに、令和6年度と概ね同水準の1.2億円/年（3条0.6億円、4条0.6億円）の基準外繰入金を受けると仮定すると、経営戦略期間（令和7～16年度）内の令和15年度に資金ショートが生じる見込みです。なお、この場合の経費回収率は91%程度にとどまります。



まとめ

現状の経営を継続すると、人口減少に伴う使用料金収入が減少するため、更に一般会計からの繰入金に依存した経営状況となります。本来下水道事業は独立採算制の原則の基、使用料で回収すべき経費に使用料収入を充当する必要があります。

将来的な下水道施設の更新や改修に必要な資金が確保できなくなります。

今後、適切な下水道経営を継続するため妥当な料金改定を令和9年度以降に実施する必要があります。

※第2回審議会から使用料改定率などを審査、協議したいと思います。